

伊老告示第15号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成12年条例第2号）の一部を改正する規則について、別紙のとおりここに公布する。

令和 7年 9月 5日

伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合

管理者 岡本 章

## 職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成12年条例第2号）の一部を次のように改める。  
なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 後	改 正 前
第1条～第16条 略 (介護休暇)	第1条～第16条 略 (介護休暇)
第17条 略	第17条 略
第17条の2 略 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ <u>4時間を超えない範囲内の時間</u> （当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日について、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）とする。  (介護時間)	第17条の2 略 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した <u>4時間</u> （当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間） <u>を超えない範囲内の時間</u> とする。  (介護時間)
第17条の3 略 2 育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。	第17条の3 略 2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した <u>2時間</u> （地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。
第18条～第23条 略 (条例第16条の2第2項の規則で定める期間)	第18条～第23条 略 (新設)
第24条 条例第16条の2第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日か	

ら2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。 (委任) <u>第25条</u> 略	(委任) <u>第24条</u> 略
--	-----------------------

附 則  
この規則は、令和7年10月1日から施行する。